



## ベルリンだより

在ドイツ日本国大使館 一等書記官 おおざ しんたろう 扇 慎太郎



### 1. ベルリンという街

現在、平成25年1月21日（月）16：30です。この原稿を書きながら、気晴らしに外の景色でもと眺めたところ、既に真っ暗で街灯と隣のイタリア大使館のオフィスの電気しか見えません。雪が少し降っているのでしょうか。気温は8℃です。外を歩くと耳が痛いです。

ドイツの冬は、暗く寒いです。冬のロンドンに比べて暗いという話を聞きますが、ベルリンはそれ以上です。ロンドンよりもベルリンの方が緯度が高いことを御存じの方は意外と少ないのではないのでしょうか。ドイツ人自体も冬のドイツを嫌っていて、クリスマスが過ぎると多くのドイツ人が渡り鳥のごとく陽光を求めて、南欧やアジア、カリブ海へと渡っていきます。それでもクリスマスまでは、ドイツ全土でクリスマスマーケットが開催され、ホットワイン（グリューワイン）を飲みながら、市場でクリスマスツリー用のオーナメントを買ったり、シュトーレンと呼ばれる菓子パンを食べたりと、どこの街も活気づいています。ドイツ人にはクリスマスは家族で過ごす日という習慣があり、仕事や学校の都合で普段はバラバラに生活している家族も、この日ばかりは実家に集合となります。日本のお正月に近い感覚でしょうか。

私は、ベルリンに着任して以来、3度目の冬になります。2年半こちらで生活していても、なかなか慣れられないのですが、最近、ようやく冬の過ごし方を覚えてきました。屋外で



写真1. 近所のKinder Caféの中の様子です。滑り台や、乗り物などの遊具が充実しているので、子供たちに大人気です。冬は開店と同時に満席になってしまいます。(http://www.cafe-ballon-berlin.de/)



写真2. 博物館島のパーゲ博物館です。博物館からいただいた写真が夏の写真だったので青々としていますが、冬はモノクロ写真のような雰囲気です。

活動することはできませんが、室内で楽しめるものを探すといろいろなものが見つかります。例えば、ベルリンにはKinder Café（子供用カフェ）という子供用の喫茶店が数多くあり、室内にはジャングルジムや滑り台やら、おもちゃやら子供のストレス発散にもってこいの環境が整っています。我が家には2歳の息子がおり、週末になるといつもどこかのKinder Caféに入り、一汗流しています。また、ベルリン市内には世界遺産に指定されている博物館島や、ユダヤ博物館、ベルリンの壁博物館など、ぶらぶらと見て回るのに好都合な建物が幾つもあります。

そんな冬のベルリンからドイツの情報通信事情について、御報告したいと思います。

### 2. ドイツ情報通信事情

誌面の都合もありますので、網羅的に説明するのではなく、余談を交えながら、ドイツの情報通信事情について幾つかトピックを御紹介したいと思います。

#### (1) インターネット事情

連邦経済技術省の発表資料によれば、2012年半ばの時点で、ドイツ国内の99.5%の世帯が1Mbps以上、51.3%が50Mbps以上のブロードバンドを利用可能となっています。



2009年2月にドイツ連邦政府が「連邦政府のブロードバンド戦略」を閣議決定し、2014年までに50Mbpsの超高速ブロードバンドの利用可能率を75%に引き上げるという目標を掲げました。これまでのところ、計画は順調に進んでいるようです。ブロードバンドということで光ファイバの整備・利用を進めているかという点、ここドイツではかなり様相が異なります。電気通信分野の規制機関である連邦ネットワーク庁の2011年年次報告書によれば、ドイツにおけるブロードバンドはDSL及びケーブル網が主流であり、2011年末時点では、2730万回線のブロードバンド回線のうち、86%（2340万回線）がDSLとなっています。残りの380万回線のうち、360万回線がケーブルであり、光ファイバは全くと言ってよいほど、存在感がありません。

これには幾つか理由がありますが、一般的に言われているのは、①DSLやケーブル、無線網（LTE）等の代替インフラを活用すれば、政府の目標は達成可能、②光ファイバ敷設の投資は、採算性が低く、電気通信事業者側の投資意欲が低い、③ドイツ人自身がそもそもそれほど超高速のインターネット網を必要としていない（現状で満足している）、といったものです。当地の代表的な情報通信系研究機関であるWIKによれば、ドイツ全土でFTTHを整備しようとした場合、総計約700億ユーロの投資が必要になるそうですが、実態としては年間30億ユーロ程度の投資にとどまっており、全く足りていません。他方で、ブロードバンド利用率を見ると、ドイツは日本よりも進んでおり、光ファイバ以外のインフラを活用した利用が進んでいることが分かります。

さて、我が家はというと、大手ケーブル事業者と契約を結びケーブル回線を利用しています。実効速度は2Mbps程度で、映画をダウンロードする時以外は特段の不自由は感じません。何より素晴らしいと思ったのは、工事手続の素早さです。申し込みをした翌日にはインターネットが利用できるようになり、着任直後で生活の立ち上げ段階にあった我が家で、実家との連絡がスムーズにできるようになったのは有り難いことでした。私は2005年から2年間、ベルリンの隣町ポツダムに住んでいましたが、当時は契約から工事まで3週間以上待たされた記憶があり、隔世の感がありました。ただ、ドイツの電気通信事業者が消費者フレンドリーなのかと言えば、新聞情報や電気通信政策の動向を見ると、そうとも言い切れません。例えば、消費者団体は「自分たちが受ける消費者相談の半数は電気通信事業に関するものである」と言っていますし、契約事業者を変更しようとする場合には、1か月待たされることもあり、事業者変更の妨げになっています。この問題に

ついては、2012年に改正された電気通信法に新たな規定が設けられ、サービス提供の中断期間は1日のみとなりました。

## (2) 携帯電話市場・周波数割当て

ドイツの携帯電話普及率はITUの統計によれば2011年末時点で132%と一人1台以上保有する状況になっています。日本と同様、スマートフォンが主流となっており、事業者はボーダフォン、Telekom Deutschland、E-Plus、Telefonica Deutschlandの4社の寡占となっており、特にボーダフォンとTelekom Deutschlandの2社が業界トップの座をめぐって激しく争っています。

携帯電話事業の根幹である周波数の割当てをめぐっては、ここドイツでは周波数オークションが何度も実施されています。特に話題となったのは、3G向け周波数オークションで2000年に実施されました。このときには、落札額が合計約5兆円まで跳ね上がってしまい、各事業者の収益を圧迫し、落札事業者6社のうち新規事業者2社がサービスインできずに周波数を返却し、他の事業者も膨大な費用負担のために投資余力を失い、結果的にドイツでの3G開始が遅れるという事態が生まれました。この時の経験を踏まえ、ドイツでは周波数オークションの実施要領の細かい修正が行われ、2006年、2010年に実施されたオークションでは、おおむね妥当な結果に落ち着いています。

現在、GSM用に割り当てられている900Mhz帯及び1800Mhz帯の周波数は2016年末で使用期限を迎えるため、2017年以降の周波数割当てに向け、連邦ネットワーク庁がコンサルテーションなどの手続を実施しているところです。同庁は、事業者の投資安定性を確保するため、期限の3年前つまり2013年中には両周波数帯の用途を確定したいとしています。実際の割当てに当たっては周波数オークションが実施されることも予想され、今後の成り行きが注目されます。

## (3) ドイツ政府のICT政策

2010年11月、ドイツ連邦政府は2015年までのICT戦略「デジタルドイツ2015（Deutschland Digital 2015）」を策定し、産業競争力の強化や、インフラ整備、利用者保護、研究開発の拡充及び市場への製品の投入、ICTの徹底的な利活用といった目的を掲げました。例えば、情報通信産業は84万人の就業人口を抱え、機械産業に次ぐ規模を誇っていますが、2015年までに新たに3万人の雇用を確保するとともに、企業の設立を支援するとしています。ドイツでは、ICT関連の大企業と言えば、ドイツテレコム及びSAPがありますが、これまで

ベンチャー企業がなかなか育っておらず、産業界の保守的な風潮からベンチャー不毛地帯と自嘲気味に語られることもあります。そこで、汚名返上というわけではないでしょうが、連邦経済技術省を中心に様々なプロジェクトが実施されています。面白いところでは、連邦経済技術大臣と一緒にシリコンバレーを訪問するツアーなども企画されているそうです。

#### (4) ドイツの放送事情

意外かもしれませんが、ドイツでの放送番組形態で最も多いのは衛星放送、その次がケーブルテレビです。地上波でテレビを見る人は、視聴者全体の5%にすぎません。ドイツでは、2008年に地上デジタル放送への完全移行を完了していますが、地上波での視聴者が少ないからか、大きなトラブルもなく、デジタル化は完了しました。ドイツは第二次世界大戦の敗戦により、近隣諸国との間で地上波向きの周波数が利用できず、また、1980年代に民間放送事業者が参入して以降、政府がケーブルテレビ産業育成策を進めたため、ケーブルテレビを視聴する人が多くなっています。

テレビのスイッチを入れると、報道番組、クイズ番組・オーディション番組などのバラエティ番組、スポーツ番組、音楽番組等々、様々なジャンルの番組が目に入ります。スポーツ、特にサッカーはドイツ人にとって特別な意味を持っており、ワールドカップやヨーロッパ選手権の期間中はベルリン市内でも「黒赤金」の横三色のドイツ国旗をつけた車が多く走っていますし、メルケル首相はじめ多くの政界要人がスタジアムでドイツ代表の試合を観戦しています。これらの国民的スポーツは国民全体が楽しめるよう、放送事業者に対しては、番組が視聴者に無料で受信できるようにしなければならないと義務が課せられています。具体的には、オリンピック、サッカードイツ代表の試合、ワールドカップの開幕戦、準決勝及び決勝戦、ヨーロッパチャンピオンズリーグでドイツチームが出場する試合が、法律に明記されています。正確には「放送州間協定」と言います。サッカーの試合の放送が法律で規定されてしまうところに、ドイツ人のサッカーに対する思い入れを感じます。私が留学していた大学では「来週はドイツ代表の試合があるから、休講にします」と驚きの発言をした教授もいました。建前としては学生の出席が見込めないで休講にしたということだと思いますが、教授御本人も試合を楽しみにしていたのではないかと学生たちは語っていました。

さて、放送に関しては、もう一つトピックを紹介したいと思います。我が国でも受信料をめぐる問題はたびたび新聞紙上を賑わせますが、ドイツでも今年に入ってから連日のよう

に受信料に関する記事を見かけます。今年の1月1日から受信機単位の放送受信料という仕組みから、世帯・住居単位の放送負担金という制度に移行しました。料金は月額17.98ユーロに据え置かれたので、一般の市民にとっては実質的な影響はないのですが、事業者にとっては営業所・車が徴収単位となったために、負担額が大幅に増える事業者があり、マスメディアと一緒に新制度に対するネガティブ・キャンペーンを展開しています。増額になること自体は、昨年から分かっていたことですが、やはり実際に請求書を見て初めて気づく企業も多いようで、連邦憲法裁判所に訴訟を起こすと宣言する企業が後から後から出てきています。この原稿がITUジャーナルに掲載される時点では判決は出ていないでしょうが、引き続きチェックしていこうと思います。

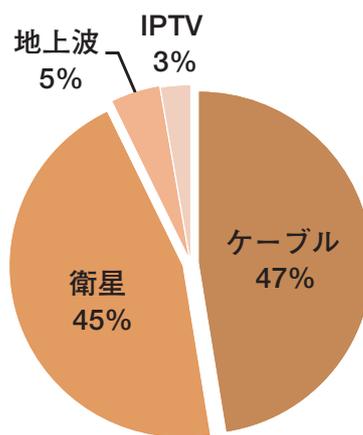


図1. ドイツにおける放送受信形態です。地上波での受信がいかに少ないかわかりいただけたと思います。(連邦ネットワーク庁2011年年次報告を元に筆者作成)

#### (5) ネット上の著作隣接権付与をめぐる争い

ドイツでは、今年の9月に連邦議会の総選挙が予定されています。欧州債務危機対応やエネルギー政策に関心が集まっていますが、ICT分野では、ネット上の著作権をめぐる取扱い、より具体的に言えば、出版業界への著作隣接権の付与が争点の一つになっています。出版業界と争っている相手は誰かと言えば、米グーグル社などの検索事業者で、争いの構図は以下のとおりです。

グーグル社は、現在、グーグルニュースのウェブサイトにおいてスニペットを活用し、各報道機関の記事のタイトルと記事の一部を掲載していますが、出版社側は以前から「グーグルは、我々の記事を勝手に自らのビジネスに利用している」と批判してきました。グーグルはドイツの検索市場において、



98%のシェアを占めていると言われ、発行部数が減少傾向の新聞・雑誌業界にとっては競争上看過できない問題になっており、特にドイツ最大のメディア・コンツェルンAxel Springer社（ドイツで最大の発行部数を誇る大衆紙Bildや日刊紙die Weltを傘下に置いています）は系列メディアを活用し、激しいグーグル批判を行うとともに、グーグルに対し出版社への利益分配を求めています。

この問題は前回の2009年の選挙の際にも問題となっており、メルケル政権は与党CDU/CSUとFDPの連立協定において、「出版社に対する著作権隣接権の創設及び第3パケットと呼ばれる著作権法の大改正を行う」との方針を定めました。しかし、同法を所管する連邦司法省のロイトホイザー・シュナーレンベルガー大臣は自由民主党（FDP）出身の大臣で、自らもネット政策に関してリベラルな立場であることから、慎重に検討を行ってきました。多くのネット関係者や消費者団体なども、連立協定に記されたような制度改正は、ドイツにおける情報の流通を妨げ、ひいてはドイツの国際競争力を奪うことになることと主張していましたが、最終的には、出版業界のロビー活動が功を奏する形で、2012年8月29日、連邦政府は①記事を商業目的でインターネット上に公表する権利を、当該記事の出版社に独占的に付与する、②検索事業者は出版社からライセンスを得なければならない、③無許可の利用を控えるよう求める権利を出版社に付与することを内容とする著作権法改正案を閣議決定し、11月14日には連邦議会へ提出しました。

この法案は一部でグーグル規制法案とも言われており、標的とされたグーグル社は同法案に対抗するため、11月27日、「君らのネットを守れ！」というキャンペーンを開始しました。法案の問題点や影響をアピールするサイトを開設し、「出版社は現在でも簡単なコードの入力でグーグルニュースに表示されなくなるのに行っていない」、「グーグルニュースでは広告は表示されない」、「法案はドイツ経済を傷つける」と主張するとともに、一般ユーザーが担当国会議員へ直接メッセージを送れるよう、送信用フォームを用意して、世論の喚起、議会への働きかけを行っています。

同法案には連邦政府が苦勞した跡が見て取れます。連立協定では「大改正」と銘打たれ、先述の「デジタルドイツ2015」でも、権利の所在が不明な著作物について、デジタル

化とオンライン配信についての枠組み条件を整備するとともに、出版社への著作権隣接権の付与に努めると明記されています。しかし、実際に閣議決定された法案は、1点目の内容は含まれておらず、専ら著作権隣接権の規定のみを内容としています。また、各紙報道を見る限りでは、著作権隣接権の内容についても、検索事業者のみでなく、ブロガーやウェブパナー広告を掲載しているサイトなど商業活動に従事している者を幅広く規制対象とし、刑事罰の導入も期待していた出版業界と、著作権隣接権の創設は自由な情報の流通を阻害すると批判する検索事業者、ネット関係者の中で政府は相当の調整を行い、最終的に規制対象は「検索エンジン事業者及び類似のサービス事業者」に限定され、単なるリンクや引用は適用除外とし、消費者や他の利用者には影響を与えないという内容となりました。また、出版社の著作権隣接権は1年で失効すると明記されています。

出版業界の中でも、地方紙など中小のメディアはグーグルニュースを通じて、コンテンツの認知度を高めていて、規制強化に必ずしも前向きではありません。関係者の声がどのように結実するのかはまだ分かりませんが、法案は2013年1月現在、連邦議会で審議中となっています。

### 3. 最後に

ドイツICT事情と言いながら、私の好み・関心に則って書いたために、あらためて全体を見返してみると、随分とバランスの悪い原稿になってしまいました。ユーザーとして実感を含めて語っている部分と、新聞情報や公表情報をベースに伝聞調で書き連ねた部分が混在していますし、分量も興味に応じて一定ではありません。普段いかにも役人的な硬い文章を読み書きしている身としては、コラム調で文章を書こうとすると、どうしても仏頂面の親父が引きつった笑いをするような不自然さが出てしまいます。

しかし、この原稿を読んでいた中で、ドイツの情報通信事情について多少なりとも頭の中に残ることがあれば幸いです。

（本稿は筆者個人の見解であって、外務省及び在ドイツ日本国大使館の見解を代表するものではありません）